

下関市立大学経済学部長期履修学生が納付すべき授業料の額に関する要綱

平成23年4月1日施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、下関市立大学学則（平成19年規則第1号）第14条第2項に規定する長期履修学生（以下「長期履修学生」という。）が納付すべき授業料の額について定めるものとする。

(納付すべき額)

第2条 長期履修学生がその認められた長期履修期間において納付すべき授業料の額は、別表のとおりとする。

(履修期間短縮時における納付方法)

第3条 長期履修期間を短縮した場合においては、当該短縮後の授業料の納付方法は、別表に定める納付すべき額から既に納付済みの額を控除したうえで短縮後の期間により分割して得た額を、公立大学法人下関市立大学授業料等徴収規程（平成19年規程第53号）別表第3に規定する前期納入期限及び後期納入期限までにそれぞれ納付するものとする。ただし、理事長が特別の事情があると認めるときは、理事長がその都度定める方法により納付するものとする。

(募集要項等による周知)

第4条 長期履修学生が納付すべき授業料の年額及び総額については、募集要項に掲載する等により、周知しなければならない。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、長期履修学生の授業料に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。